

令和2年度（2020年度）

# 新エネルギー・省エネルギー設備 設置助成金

地球温暖化対策を推進するため、市民の皆さんが自ら所有し、使用するために設置する次の設備の設置費の一部を助成します。

設備区分	対象設備	助成額 1	助成額 2
新エネルギー設備	1.太陽光発電設備	2万円（1kWあたり） × 設備の公称最大出力量（kW） （小数点以下第3位四捨五入）	1 設備につき 一律1万5千円 上限4万5千円
	2.風力発電設備	千円未満切り捨て 上限10万円	
	3.蓄電池 （太陽光発電設備あり）	5万円	
太陽熱利用システム	4.強制循環式 ソーラーシステム	5万円	
	5.自然循環式 太陽熱温水器	2万円	
高効率給湯器	6.燃料電池 コージェネレーション	3万円（エネファーム） 2万円（エネファームミニ）	
	7.自然冷媒 ヒートポンプ給湯器 （エコキュート）	2万円	
その他設備	8.市長が認める設備		

助成額 1：申請者が自ら設備の設置工事を発注して設置した場合の助成額です。

既築の建物への設置や注文住宅で設置した設備はこの助成額になります。

助成額 2：申請者が新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合の助成額です。

建売分譲等で設備があらかじめ設置してあった場合はこの助成額になります。

対象設備の条件等は次ページでご確認ください。

この事業は、皆様からの寄付金等を積み立てた、三鷹市環境基金を活用しています。



未来のために、いま選ぼう。



## ◎ 対象設備について

- ✦ 国、東京都の助成対象となった設備についても対象になります。
- ✦ 「設置後 6 か月を経過した設備」、「中古品の設備」、「リースの設備」及び「転売を目的とする設備」の設置は助成対象となりません。
- ✦ 全量売電の設備は助成対象になりません。
- ✦ 蓄電池の申請は、太陽光発電設備が設置してあり、太陽光発電設備と蓄電池が連携し、原則として太陽光発電設備からの電気を蓄えて使用する場で、かつ国の補助金対象として認められている設備に限り申請することができます。同時設置の場合も申請できます。
- ✦ 蓄電池の国の補助金対象機器については「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」の HP 等でご確認ください。なお、平成 23 年度以降の対象機器が助成対象になります。
- ✦ 太陽熱利用システムは、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）の認定を受けており、かつ給湯を行うものに限りです。

## ◎ 助成対象者

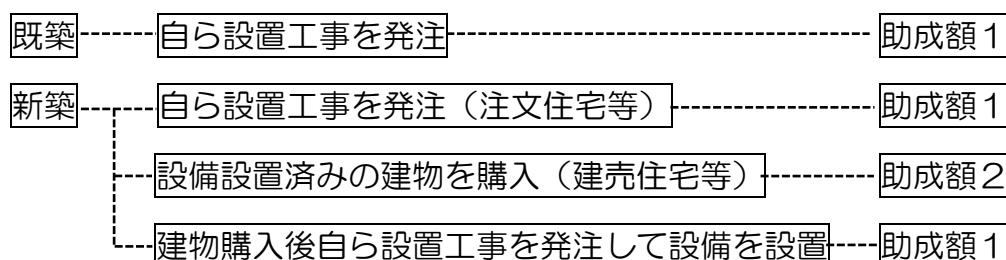
- ✦ 次の全ての項目に該当する方
  - ・三鷹市民または三鷹市内に事業所等を有する方
  - ・市税に滞納がない方
  - ・対象設備を自ら所有し、使用する方
  - ・対象設備を設置した日の翌日から起算して5年間は、当該設備を廃止、譲渡その他処分をしない方

ただし、太陽熱利用システムと高効率給湯器については、市内に事業所等を有する方を除きます。

- ✦ 自ら所有し、使用する方が対象となるため、原則として申請者、設備の購入者、設備の使用者が同一であることが条件となります。ただし、太陽光発電設備において、申請者と電力受給契約者（設備の使用者）が異なる場合、両者が同一世帯である場合のみ認められることがあります。（同居であっても世帯が異なる場合は認められません。）

## ◎ 助成金額について

- ✦ 助成金を申請する設備が誰によって設置されたものかで助成額が変わります。



## ◎ 予算について [令和 2 年度（2020 年度）予算額] 9,000,000 円

- ✦ 助成金の交付は予算の範囲内で行われます。事前に市のホームページやお電話で、執行状況をご確認いただくことをお勧めします。

## ◎ 手続きの流れ



- ・申請後 30 日以内に交付（不交付）決定
- ・交付（不交付）決定通知書を申請者へ郵送
- ・請求書提出後、約 1 か月で指定口座へ振込
- ・振込の通知はしていません

## ④ 申請期間

- ✦ 設置日から起算して6か月以内。なお、設置日とは保証書の保証開始日を指します。
- ✦ 太陽光発電の場合は、モジュールの設置日を起算日とします。パワーコンディショナーの設置日ではありません。
- ✦ 太陽光発電の場合は、系統連系開始日を設置日にかえることができます。
- ✦ 系統連系開始日とは、発電設備を電力会社の送電または配電線に接続して運用を開始した日であり、電力会社が電力の購入を開始した日となります。電力会社から発行される「購入電力量のお知らせの写し」の「お客さま設備の買取期間起算日」がこの日にあたります。
- ✦ 申請期間内であっても受付が終了していることもありますので、事前に予算残額をご確認ください。（予算残額がある場合も、受付は令和3年3月31日（水）まで）

## ④ 交付申請について

- ✦ 申請書に必要な書類（申請書裏面参照）を添付して、環境政策課に提出してください。申請は設備の設置後になります。
- ✦ 添付書類の詳細については、別紙「添付書類について」をご確認ください。
- ✦ 設置後6か月が経過していない場合は、令和元年度に設置した設備であっても、令和2年度（2020年度）の申請が可能です。
- ✦ 原則として書類の内容で審査を行います。ただし、申請内容によっては、現地確認を行うことがあります。審査後、交付、不交付を決定し、書面にてお知らせします。
- ✦ 太陽光発電設備を、申請者所有のアパート等に設置した場合は申請いただけないことがあります。また、申請の際には別途添付書類が必要となります。詳細については別紙の「添付資料について」の8ページ、例4をご覧ください。
- ✦ 設置に要した費用が助成額を下回った場合は、その設置費が助成額となります。
- ✦ 同一の対象設備の設置について重複して申請することはできません。また、過去に1度でも申請している対象設備は、申請することはできません。

## ④ 申請書の提出について

- ✦ 申請書は環境政策課窓口まで持参してください。郵送での申請は受け付けておりません。郵送された書類は受け付けずに返却致します。
- ✦ スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は使用できません。また、消せるボールペンも使用できません。
- ✦ 申請書に不備があった場合、窓口で訂正をお願いすることがあります。訂正印（申請書に押印した印鑑と同じ印影のもの）をお持ちいただくことをお勧めします。
- ✦ 交付決定後にご提出いただく「請求書」を、申請時にお預かりすることも可能です。（申請時の必要書類ではありません。）不交付となった場合は返却致します。

## ④ ご協力をお願い

- ✦ 助成金の交付後、データ等の提供をお願いすることがあります。
- ✦ 設備の写真やデータ等を、広報みたかや出版物に掲載することがあります。
- ✦ 太陽光発電パネルの設置による近隣とのトラブル（反射、落雪等）が増えています。設置に際しては近隣への配慮をお願い致します。

## 太陽光発電設備の「助成額1」の計算



### 太陽光発電設備のみの場合

2万円（1kWあたり） × 設備の公称最大出力量（kW、小数点以下第3位四捨五入）  
＝ 助成額（上限10万円、千円未満切り捨て）

[例] 3.475kWの場合 2万円×3.48kW＝6.96万円 ⇒ 助成額6.9万円  
5.624kWの場合 2万円×5.62kW＝11.24万円 ⇒ 助成額10万円

### ～助成対象設備はこんな設備です～

#### 太陽光発電設備

太陽電池（太陽光パネル、モジュール）を用い、直流の電気を発生させ、パワーコンディショナーを経由して、住宅などに電気を供給します。発電過程において有害な排気ガスや二酸化炭素を排出しない、クリーンな発電設備です。

#### 蓄電池

電気を蓄え、必要な時に使うことができる機能を持った電池です。助成対象である蓄電池は、太陽光発電設備からの電気を蓄えて、夜間や停電時などに蓄えた電気を使うことができます。これにより、太陽光発電設備の電気の自家使用を進めたり、電力使用量が一定の時間に集中することを防ぐピークカット、ピークシフトにつなげたりすることができます。

#### 太陽熱利用システム

太陽の熱で給湯や暖房など比較的低温で利用される熱を賄う設備です。家庭で使用されるエネルギーの約50%は、給湯や暖房などの熱エネルギーです。屋根に太陽熱を受ける機器をのせて、そこで暖めた空気や液体を床に送ったり、水をお湯に変えて台所やお風呂場に送ったりすることで、省エネ、エコにつながります。

#### 燃料電池コージェネレーション（エネファーム、エネファームミニ）

ガスから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて発電し、その時に発生する熱を利用してお湯を沸かすため、エネルギーの有効活用ができます。

エネファーム：定格発電出力0.7kW エネファームミニ：定格発電出力0.4kW

#### 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

空気の熱を活用してお湯を沸かします。投入する電気エネルギーの3倍以上の熱エネルギーを得ることができ、大きな省エネルギー効果を期待できます。

### 【申請先・お問い合わせ先】

三鷹市生活環境部環境政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

☎0422-45-1151 内線 2523～2525